

第8回 一般社団法人を利用した信託スキームについて (その2)

回答：一般社団法人家族信託普及協会

監修：司法書士 宮田 浩志

一般社団法人家族信託普及協会には、全国の専門家（約1,800名）の会員から様々なご質問が日々寄せられます。「制度のこと」、「お客様への提案方法」、「信託組成に伴う諸手続き」などのご質問に対し、事務局が専門家に確認しながら回答しております。

本連載では、それらのご質問の中から普遍性が高いものを、回答例とともにご紹介します。

今回は、家族信託で一般社団法人を活用する際に、ご質問の多い内容を取り上げます。第5回で、一般社団法人の活用について取り上げましたが、その続編になります。

Q1

一般社団法人を設立して、信託受託者にするを考えています。目的は長期にわたる一族の資産管理です。一般社団の代表理事を委託者A、社員を家族（妻B、子C、子D）として、委託者名義の不動産、自社株、そして現金を信託したいという希望です。当初受益者はA、その後B⇒C & D⇒「Cの相続人」と「Dの相続人」と設定する予定です。留意すべき点は何でしょうか？

A1 第5回でも述べたように、一般社団法人を受託者とすることで、将来受益権そのものは一族内で分散したとしても、財産の管理処分権限は法人に一元化できるので、共有不動産に起こり得るトラブルリスクを回避したり、法人であるがゆえに受託者の死亡リスクを回避したりすることができるメリットがあります。しかしながら、いくつもの留意事項がありますので、以前取り上げた内容以外をまとめます。

外をまとめます。

ご質問のケースですと、まず「A = 委託者兼当初受益者 = 受託者たる一般社団法人の代表」となりますので、信託契約自体が「利益相反取引」となります。そこで、一般社団法人の設立手続後、信託契約の締結前にその法人内において、利益相反に関する承認決議が必要となります。

さらに一般社団法人のガバナンスの実態が委託者Aのみの意思決定だけで事が進む体制であるならば、形式的にはともかく、実態としては「自己信託（委託者 = 受益者 = 受託者）」と捉えられる可能性も秘めています。そうなると、信託契約締結の1年後には信託が終了したとみなされたり、そもそも本件信託契約自体を実体のない無効なものとして、他の利害関係人から異議申立てが出されたりするリスクもあるでしょう。

家族信託・民事信託の組成にあたっては、税務面でのリスク検証だけではなく、「他者（受益者）のために財産を管

理する」という信託の最も基本的・原則的な形を具現化することが必要であり、実態を伴わない形骸化した信託の組成をしないような配慮も必要です。

【信託スキームとして一般社団法人を利用しようとする際によくある誤解】

お問合せをいただくケースで結構多い誤解が、「資産保有法人としての一般社団法人」と「受託者としての一般社団法人」とを混同しているケースです。

個人で保有する資産を法人に移すことは、個人の所得税対策や将来の相続税対策として有効な方策になり得るということは、広く知られています。

ただし、「法人に財産を移す」という言葉の中には、法人が資産を保有する主体（資産保有法人）となるための譲渡（無償譲渡・有償譲渡）と、法人が財産を管理する主体（受託者法人）となるための譲渡（信託譲渡）の2つの概念が含まれているといえます。

今回のケースは、管理主体としての受託者法人の活用ですので、後者になります。受託者たる一般社団法人は、あくまでA本人の財産を管理・運用・処分するための権限を持つ管理者にすぎません。したがって、一般社団法人が財産を保有するわけではないので、資産保有法人の活用で期待できるような節税効果はありません。しかし、受託者法人が信託の枠組みの中でAの財産の運用や資産組換えをすることで、結果として節税効果を出すことが可能となります。

今回のケースでも、この信託設計が本当に機能するかどうかは、信託財産を将来的にも円滑に管理していくという目的

に照らし、受託者たる一般社団法人の意思決定の仕組みをどう作るか次第だと私は考えます。

Aの次の法人代表者の選出方法、CおよびD亡き後の理事や社員の選出方法などを明確に定め、家族・一族の理解と合意が得られる状態を維持していくことにより、長期にわたる一般社団法人内の運営を巡るトラブル・信託財産の管理処分方針を巡るトラブルを防ぐ施策を講じることが重要です。

※一般社団法人家族信託普及協会では、家族信託の組成に携わる専門家の方々のサポートを行っております。協会へのお問合せやご質問は、

●協会正会員の方
⇒会員ページ内の「問合せ相談」フォームよりお問い合わせください。

●協会会員でない方
⇒協会ホームページの「お問合せ」よりお問い合わせください。

※ご質問いただいてから回答までは1週間程度のお時間をいただきます。

※協会にお問合せをいただきましても、個別具体的なお相談に関して回答はできません。よってこの場合は一般論の範囲での回答とさせていただきます。（コーディネーター、専門士サポートサービスは除く）